

令和7年第3回大洗町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和7年12月22日（月曜日） 午前10時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第76号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第77号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第78号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第79号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第5号）
議案第80号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第81号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第82号 令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第83号 令和7年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹	議員	2番	石山淳	議員
3番	関根健輔	議員	4番	小野瀬とき子	議員
5番	櫻井重明	議員	6番	伊藤豊	議員
7番	柴田佑美子	議員	8番	小沼正男	議員
9番	今村和章	議員	10番	勝村勝一	議員
11番	坂本純治	議員	12番	菊地昇悦	議員

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
住民課長	小沼正人	福祉課長	田山義明
都市建設課長	田中秀幸	上下水道課長	大塚学
商工観光課長	住谷幸泰		

事務局職員出席者

事務局長	高柳成人	議会書記	坂田智明
------	------	------	------

○飯田議長 おはようございます。

議場内でのカメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっております。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

本日の会議は、インターネット上でのライブ配信を行うことと併せ、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前10時30分

◎開会および開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和7年第3回大洗町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 関根健輔議員、4番 小野瀬とき子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○飯田議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日12月22日、1日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第76号ないし議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第3、議案第76号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第77号 大洗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第78号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○**國井町長** 議案第76号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第76号につきましては、令和7年8月7日の人事院勧告に鑑み、大洗町職員の給与を改定するものであります。

内容といたしましては、給料において、若年層に重点を置き、給料表を平均3.3%引き上げるとともに、期末手当および勤勉手当の支給割合を、それぞれ年間0.025カ月分、合計0.05カ月分引き上げるものであります。

また、通勤手当については、距離区分に応じた増額、駐車場利用に係る手当支給を行うものとし、地域手当については、経過措置として現在適用している2%から引き上げ、令和6年人事院勧告に基づく4%とするものであります。

続きまして、議案第77号 大洗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第77号につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を年間0.05カ月分引き上げるものであります。

続きまして、議案第78号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第78号につきましては、一般職と同様に給料表の引き上げと、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ年間0.025カ月分、合計0.05カ月分引き上げるものであります。

以上、議案第76号から議案第78号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○**飯田議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第76号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。9番 今村和章議員。

○**9番 今村和章議員** 改定の部分でですね、14ページになりますけども、自動車の使用について距離で料金のほう改正されましたけども、この件についてちょっと質問させていただきですけども、実際に大洗町でですねこれ改定しまして、これに関連する方っていうか一番遠い方で、どのぐらいの距離から大洗町へ通っているんでしょうか。また、通ってないとすれば、これは本当に規定だけ変えた部分なのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○**飯田議長** 清宮総務課長。

○**清宮総務課長** 議員のご質問にお答えいたします。

今、じゃあ一番遠い職員ってどこから通っているんだろうっていうと、ちょっと資料が手元にはございませんが、そんなに遠方から通っている職員は、ほぼほぼいませんので、——常陸大宮が一番遠いんですかね、今の職員で申しますと。ただ、国家公務員のように他県からというような職員はいませんので、今回の改正については、交通費の高騰等を加味した上での通勤手当の改正ということですので、大体町内に住んでいる方が一番多いんだと思うんですけども、近隣、水戸、ひたちなか、鉾田、近隣の市町村から来ている職員が大半を占めておりますので、そんなに、常陸大宮というのはなかなか、通う人も大変だなと思いますけれども、そこが一番遠方の職員だというふうに認識しております。宜しくお願いします。

○**飯田議長** 9番 今村議員。

○**9番 今村和章議員** 本当に課長言うとおりの、通う人も大変だと思いますけども、逆にですね、そういう方々がですね、是非大洗に住んでいただいでですね、大洗で働けるような環境をつくっていただければいいんじゃないかなと思うんですね。いろんな事情がありまして水戸に住んだりひたちなかに住んだりですね通う部分あると思うんですが、できれば職員の方、皆さん大洗町に住んでいただいでですね、そのほうが、例えば有事の際とかですね、災害の場合にもですね、いち早く駆け付けられるんじゃないかなと私は思いますけども、ちょっと話はずれますけども、その件について何かご回答ありましたらば宜しくお願い

いたします。

○**飯田議長** 清宮総務課長。

○**清宮総務課長** 議員のご提案と申しますか、ご質問にお答えいたします。

できれば私どももですね、大洗町に住んでいただいで、災害の面もあるでしょうし、召集時間という面もありますので、住んでいただきたいですが、それぞれ家庭の事情というのもそれぞれございまして、なかなか大洗町に住むというような、一番最初に考えていただけるのはそこだとは思いますが、それは家族の構成ですとかご両親の状況ですとかによって他の市町村に住まざるを得ないというような職員もいるのかなと思いますので、そこは私どももできるだけ町内にというような働きかけはいたしますけれども、そこは束縛できない部分ですので、住居の自由というのもある程度というか憲法で認められている権限ですので、そこは強くは踏み入れられないところですけども、できれば町内に住んでいただきたいという思いは議員と一緒におりますので、そういう認識でおりますので宜しくお願いいたします。

○**飯田議長** ほか。11番 坂本純治議員。

○**11番 坂本純治議員** ただいまの答弁、ありがとうございます。結構厳しいですよ、実際、他に住んでる方、大洗に住みなさいよっていうのは難しいですけども、私の質問ちょっと違うんですけども。その昔、同じ質問を大昔にしましたら、優秀な人材というのは大洗町だけじゃなく他にもいらっしゃるんで、いろいろなところから優秀な人材を集めようとするのと広がるんですよとい

う答弁もいただいたことが昔ありました。それはちょっと今、参考までに。

で、ちょっとお尋ねしたいのはですね、今回の人事院勧告、先ほどから人事院勧告とはなんぞやという話出ましたけども、その昔もそうですが、いわゆる人事院勧告は国家公務員のために給料はこういう形であるべきだということで、例えば200人以上の就業者がいる会社何社とか、その幾つかのポジションをつくって、そのなかから平均値を出して決めるという方法ではありましたよね。ちょっと私が今お尋ねしたいのはですね、今回のその給料改定というのは、もうもちろん当たり前のことであって、で、先ほど全員協議会のなかでも答弁いただきましたけども、最終的には若い人を中心に比率的なものは上がっていくと。ただ、一点だけちょっと私は腑に落ちないのはですね、いわゆるボーナスですね。ボーナスというのが0.5カ月とかとずっと昔から上がってきましたよね。昔は確か年間でも3.5ぐらいしか出てなかったんですね。給料も上がります。ボーナスの比率も上がってきますという、やはりいつまでそのその上り基調はあるのかなってというのは、ちょっと不安になるところでもありました。このあたりの人事院勧告はどのように考えているのかをちょっとお尋ねしたいなというふうに、この一点あります。

もう一つは、先ほどその一番遠い方が大宮のほうから来られているという話、距離の問題じゃないんですが、この金額に対して何kmまで、何kmまでってキロ数でやってますけれども、この算定根拠ってというのはガソリンを基にしているのか、距離で何を基にしてこの算定根拠がされているのか、このあたりをちょっとお尋ねしたいんですね。といいますのは、今回、暫定税率が変わってきます。そうすると、ガソリンそのものって変わってくるわけですよね。で、その部分はどのように今回の変更には加味されているのか、またはマイナスされているのか、わかっている範囲で結構ですからお尋ねをしたいと思います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告につきましては、先ほども申しましたとおり、考え方といたしましてはですね、比較対照は100人以上の企業をピックアップしているというところでございまして、これは今年度から変わったものであるというところで、50人から100人の事業所に対象を変えたというところで、この意図はちょっと人事院勧告のなかでは示されていないところではございますけれども、全体的なその、先ほども申したとおり国家公務員の給与について人事院というところが民間との差はこれだけあるんで、これだけの是正をなさいというのが勧告でございまして、それにのっとってやるかどうかというのは各自治体の判断にもよるところではあるんでしょうけれども、基本的には国家公務員の給与等に準じてやるものというのが一般的な考え方なのかなというところがございます。

ただ、人事院勧告の考え方といたしましては、じゃあこれがコロナ禍、一番わかりやすいのはコロナ禍の時に2年ぐらい下がった時期が、これはございまして、やっぱり全体的なその一般企業でいうところの景気変動によって人事院勧告というのは示されるわけでございますので、これはある意味、民間の契機の良し悪し、業績の良し悪しによって我々の給与も変わってくるというところがございますので、この改定率がどうこうという、やっぱり民間と国家公務員のほうの給与の差をで

すね、埋めていくというような率を算出しまして、それに伴って変えていっているというようなことが基本的な考え方としてございます。

あとですね、通勤手当につきましてはですね、あくまでもこれは自宅からの距離ですね。距離と申しますのは一番最短ルートと申しますか、適切な最短ルートでの距離を申請していただいて、もちろん総務課のほうではそれはチェックいたしますが、距離によって金額が変わっていくというところでございます。で、単価が上がっているというのは、議員ご指摘のように、これはガソリン価格の高騰であるとか、そういうのが背景にあるのかなと思いますけれども、基本的に自宅から職場までの適正な最短ルートで計算しているというところでご理解をいただければというふうに思います。宜しくをお願いします。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。余り突っ込んだお話をしてもですね、出ないんでしょうけれども、と申しますのは、人事院勧告はいわゆる国家公務員を中心にして、その地域性も結構加味されている時もあったりします。私がお尋ねした内容というのは、実はその部分ではなくてですね、その算定には全て根拠があります。距離の問題だけではなく、いわゆるガソリンであったり、維持費としての実費なのかというところの根拠がどのようにされているのか、例えば同じ人事院勧告であったとしても、東京にいる方の職員と北海道に住んでいる方は全く違うと思うんですよ。そこについて何かの根拠が絶対あるはずなんです。そこをお尋ねしたということなんです。ただ、ここについては細かいところに入っちゃいますから、余りあの、後ほどわかった程度で結構ですから後で教えていただければというふうに思います。

あともう、これは一つの私の意見なんです。私が議員なってもう30年になりましたけども、当時はいわゆるその、よく國井町長が言ってたように、役場の職員と商工会の皆さんはいい家が建ちますねという言い方よくされてました。これはこれで私は当時は、なるほどなと思っただけなんです。しかし、今になると、地域がどんどん疲弊していくと、この役場の存在っていうのは大きいわけですよ、いろんな面で。そうなってくると、私はね、もっとしっかりと皆さんたちが根付いて、ここだけではないですけども、やはり役場っていうのは、もう大事な場所だということを私はちょっと意見というか私の感想ですけども、最近ものすごくそう感じております。その昔、役場の職員の人たちの給料って高いとか安いとかいろんな意見があります。ありますけども、今、逆にしっかりとやはり根付いて役場の皆さんたちが仕事をしてやっていくというのは、周りがどんどん疲弊していくから、もっとね、安定してやっぱりやっていくというのが大前提だろうなというふうに思います。ただ、もう一つだけ言えるのは、人事院勧告って本当に国家公務員だけで、調べていくと各県にも同じような組織作んなきゃいけないってなっても、どこにも無いんですね、各県で。本来は県は県ごとにやるということになって、ある程度そういったものも——ありますか、県に。あ、ありますか。県のやつを準じないっていうのもあるわけですよ。その問題っていうのは、やはり指摘させていただいて質問を終わります。

○飯田議長 ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第76号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第77号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第77号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第78号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第78号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、原案のとおり決しました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第4、議案第79号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第79号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

議案第79号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ7億7,875万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億7,610万7,000円とするものであります。

併せて、地方債の補正をするものであります。

本補正予算案は、物価高の影響が長期化するなか、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な支援を行えるよう、国が交付する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業や、国の補正予算により事業費の増額が認められた事業などの経費を計上するものであります。

5ページをご覧ください。

初めに、第2表地方債補正についてご説明申し上げます。

防災集団移転事業債につきましては、今回の補正予算に計上しております防災集団移転促進事業の財源といたしまして8,320万円を追加するものであります。

水道事業出資債につきましても、今回の補正予算に計上しておりますが、水道事業会計において国の補正予算に基づき実施する配水本管改良工事等の財源といたしまして2億2,580万円追加するものでございます。

また、利率につきましては、政策金利等の影響により、近年、上昇傾向にあるため、それぞれ5%以内に補正するものであります。

9ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款議会費をはじめ各款に共通する補正内容といたしまして、給料、職員手当等および会計年度任用職員関係の人件費につきましては、人事院勧告による給与条例改正等に伴う調整でありますので、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

13ページをご覧ください。

3款民生費の児童措置費ですが、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、国が進める物価高対応子育て応援手当として、子ども1人当たり2万円を支給する経費など関連経費を合わせまして6,818万7,000円を追加計上するものでございます。

14ページをご覧ください。

4款衛生費水道事業費の水道事業会計補助金につきましては、水道事業会計で実施する二つの事業に対する一般会計からの補助金として計上しております。

具体的には、国の補正予算に基づき実施する配水本管改良工事等の財源分2億2,580万円と、物価高の影響を受けている生活者や事業者の負担軽減を目的に国が交付する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、令和8年1月から5月請求分の水道料金の基本料金を減免するために要する経費6,632万2,000円を合わせまして、2億9,212万2,000円を追加計上するものでございます。

次に、15ページをご覧ください。

7款商工費の商工振興費につきましても、国が交付する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高の影響を受けている町民の生活支援に主眼を置きつつ、消費を通じて地域事業者の支援にもつなげるため大洗町生活支援商品券を配布する費用として、関係経費合わせまして1億1,

247万7,000円を追加計上するものでございます。

16ページをご覧ください。

8款土木費都市計画総務費の防災集団移転促進事業につきましては、12月定例会でも追加補正を行いました。国から更に追加の事業費が認められたため、委託料、用地購入代、移転補償費、合わせまして2億6,560万1,000円を追加計上するものでございます。

6ページ上段の歳入の欄をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして国庫支出金4億2,287万7,000円、県支出金36万3,000円、繰越金4,635万7,000円、諸収入16万円、町債3億900万円を追加し、歳入歳出それぞれ7億7,875万7,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第79号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書よりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第79号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。9番 今村和章議員。

○9番 今村和章議員 15ページですね商品券ですね質問させていただきたいと思います。

全員協議会のなかでもですね、お話を少し聞かせていただきまして、とにかく速やかに発行するために観光課のほうで取り組むということで、今回は商工会のほうには、加盟店の部分だけをちょっとお知らせいただくというような内容だったと思うんですけども、実際にちょっと、もうちょっと詳細にちょっと聞きたいんですが、加盟店ですね、実際に先ほどちょっと確認しましたら大体600件弱が商工会の会員だということありますので、そこ全部にですね通知出しまして加盟店になりませんかということやられるということできさきお答えいただきましたが、そういう部分でかなり時間がかかると思うんですね。で、私が思ってるのは、もともと消費のほうでやるのであれば、食品だけでも、食品の関係のとこだけだけでもやればいいんじゃないかなっていうのが一つありまして、それも含めてですね、どのような考えで今進めているのか、再度ちょっと詳しくお聞きしたいなと思います。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ただいまの今村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず今回、ご案内させていただく予定としておりますのが商工会の会員ということでですね、令和6年末現在においては560会員があるというふうには伺っているところでございます。

まず今般、この事業については、いわゆるスピード感を持ってといったところで企画をさせていただいているところでございます。先ほど全協のなかでも答弁させていただきましたけども、今回この上程させていただきました内容につきまして、ご承認をいただいた後にですね、この560の事業者に対しまして全て郵送でこの参加店のほうの募集の呼びかけを行うというふうな予定をしているところでございます。先ほど議員からのご質問のなかで、いわゆるその食料品に重点を置いてといったところでございますが、今回、国のほうで示されているところにつきましては、この物価高騰と

いうことで、食料品のみならずエネルギー、いわゆるガソリンでありますとかそういったところでの対応も考えておりますので、全ての会員様のほうにご案内を差し上げる予定となっております。以上です。

○飯田議長 9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 全部にですね出して、スピード感持ってできれば一番いいんですけども、そこはスピード感持ってというところでちょっと提案させていただいたところなんです。で、商工会通さないで今回、観光課のほうでやるということなので、換金等ですね、今まではですね、換金って商工会のほうでですね毎日大体持ってきた商品券をですね精算しまして、毎月1回ですかね、振り込みという形だったんですけども、今回はどのように換金の方法などをされる予定でおりますか。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 再度のご質問でございます。

まず、換金方法につきましては、私ども今現状、予定してございますのが、1月下旬にまず商品券のほうを発送させていただきたいというふうに思っております。加えて、使用期限につきましては、5月いっぱいといったところで考えております。この換金につきましても、今の予定でございますが、月締めでですね、ある一定の期間を設けさせていただいて、私ども商工観光課のほうにお持ちいただく。そのなかで期間中ですね、3回から4回程度の換金を考えているところでございます。以上です。

○飯田議長 9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 場所についてはどうなのでしょう。商工観光課のほうに持ってこられても、たぶんかなり並んでしまうのかと思うんですけども、そういう部分とですね、あとちょっと私が心配するのは、商工会のほうでもですね、やっぱり1件でですね10万とか200万の換金、1回に持ってくる方がいるらしいんですね。で、そういう部分でですね、やはりスピード持ってやられるということで、商工観光課と商工会で今まで連携した部分がですね、今回は課のほうだけでということちょっと少しこう慣れてないところがあってちょっと不安な部分もありまして、不安というかそういう言い方はちょっと失礼なのかもしれませんが、もうちょっとこう連携取れててもいいのかなと思うところがあるのとですね、もう一つやっぱり換金もですね、もうちょっとやり方を、商店のほうの方がですね、少し換金しやすい形をとったらいんじゃないかなと思うんですね。というのは、やり方とすれば一括でやるのが行政のほうとしてはスムーズでやりやすいのかもしれませんが、たぶんトラブルがちょっと私心配なんです。うちで持ってきたのに、またかとか、いつ持っていくんだとか、商工会に持っていったら駄目かとかっていう、そこら辺の部分がですね、ちょっとうまくこう回せるのかなというのがちょっと心配がありまして、まあ私が心配しているだけでスムーズにできれば一番いいんでしょうけども、その点について課長のほうで何かこう、私が危惧している部分なんですけども、課長のほうで答弁がありましたらば宜しくお願いいたします。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 再度のお尋ねでございます。

ご心配をいただいております。まず、今回配付する商品券、いわゆる金券でございますので、この換金のですね窓口というところは、安全性の兼ね合いから一本にしたいというふうに思っております。これまで実施してまいりましたプレミアム付商品券でありますとか、今年度も実施しております暮らし応援商品券、こちらは商工会様のほうに事業主体になっていただいておりますので、全て換金のほうは商工会様のほうをお願いをしているところでございます。今回につきましては、よりスピード感を持ってということと、配付といったところもでございますので、私どものほうのいわゆる直営事業としてやらさせていただきますいております。

しかしながらですね、商工会様のほうには、この換金に伴う知見がございますので、まず一つにはですね、計数器、こちらの商品券の計数器のほうを、手で数えるのは大変時間もかかりますので、計数器のほうをお借りしていただくと。で、やはり一日にですね換金のほうの日を設定しますと、ご指摘のようにですね、商工観光課のほうに大勢の事業者の皆様がお越しになるといったところもございますので、ある一定の期間のほうは設けさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この商品券の事業につきましては、年明けにですね、まず手を挙げていただく事業者の皆様が出揃いましたらば、説明会のほうを実施させていただいて、まずこれまでのいわゆる商品券事業とはですね、違ふと。今回は商工観光課のほうがですね、担わせていただくといったところの説明のほうを丁寧にさせていただく予定となっております。以上でございます。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、すいません、何度も。関連で。1月中に配付して、で、5月までしか使えませんか。期間が短いような気がするんですが、4カ月かな、もうちょっとこう、あと1カ月ぐらいとか延ばせないでしょうかね。で、さっきの取扱店の募集ね、もうちょっとスピーディー化ないかなと思ってんですが、前回も、うちも取り扱いしましたけども、そういうデータがありますので、早急な対策が取れば、早急に取扱店をやっていただいて、あの、返答もらうとね、結構ね期間がきつとかかかると思うんだよね。期限切るんでしょうけども。そこら辺でもうちょっとスピーディー化、課長ないですかね。ちょっとお尋ねしますけども。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ただいまの勝村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、募集期間でございますけども、まず本日ですね、皆様からのご信任をいただかなければ、この事業はできないというふうに思っております。ご承認いただきましたら、直ちにですね、まず事業者の皆さんに発送させていただきます。今、現時点で進めさせていただいている状況でいきますと、年明け1月5日までにですね持参または商工観光課のほうにファクスで意思表示をしていただくといったところでございます。持参ということになりますと、27日から、また1月4日までの間の閉庁時間でございますので、ファクスといったところも用いてですね、参加の意思を募りたいというふうに思っております。

あと一点のですね使用期間5月31日まで短いのではないかといたご指摘でございます。今回、まず皆様方にスピード感を持ってこの商品券をお配りする。そして、これまでの商品券と違う点はで

すね、全てのいわゆる大型マーケットのほうでもお使いいただけると、日常のお買物で皆さんがお使いいただけるというようなところでございますので、私どもといたしましては、この日常の買物、是非5月31日までに積極的に活用いただきたい。また、そうしたなかです、換金の日数でありますとか回数を減らすこと、これが経費の削減にもつながっていくということで、5月31日までにですね、お使いいただくようにしたいというふうに思っております。

また、加えて、期日間近になりましたらですね、町の広報紙、また、戸別無線機等々によりまして呼びかけを行いまして、是非5月31日までに使っていただくようなご案内もさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、よくわかりましたので、宜しくお願ひしたいなと思ひます。1月5日までということ、返答もらって、早急にやるということなんで、宜しくお願ひします。終わります。

○飯田議長 7番 柴田佑美子議員。

○7番 柴田佑美子議員 同じ商品券のことについて質問させていただきます。

今回は生活者支援商品券という名目になっております。で、生活者で支援ということで、また全町民に対してお一人7,000円の商品券を配付するということになっておりますけれども、他自治体では、例えばコンビニエンスストアさんとかでも活用ができるような事例を伺っております。特に若い方なんかは、コンビニエンスストアよく使われると思うんですけども、全ての方に使いやすい環境を整備するということが大事になってくるかと思ひますけれども、この業者の方も対象になるのかどうか伺ひます。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ただいまの柴田議員のご質問にお答へしたいと思ひます。

まず、コンビニでの使用につきましては、まずこれまで実施してまいりましたプレミアム付商品券でありますとか、今年度実施いたしました暮らし応援商品券におきましても、一部です、ね商工会加盟のコンビニにおいてですね使用可能だといった店舗がございますので、まずはそういった店舗の方々からですね参加の意思を示していただきたいというふうに思ひしております。以上でございます。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。今の担当課からの答弁、また、先ほど来からの答弁伺ひまして、大変スピーディーな対応をしていただけていますかと思ひますので、無事故で今後対応していただけますようお願いし、私の質問を終わります。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 集団移転の件でちょっとお尋ねしますけれども、72件で十何件しかまだ決まってないということで、あと残りの方はどんな推移をしますか、ちょっとお尋ねしますけれども、すいません。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

事業の進捗というご質問かと思えます。対象戸数のほうが72戸ございまして、現在、約15戸契約、また、契約予定というところがございます。先日認めていただきました12月2日の補正ですね、補正分として15戸、で、今回の臨時分として8戸、合計23戸ですね、合わせまして令和7年度の今年度の予算までですね、一応全体の38戸、ここは5年で当初目標といたしておりました半数要件ですね、そちら36戸というところを3年でクリアしようというところで、令和7年度分の予算で38戸というところはクリアできるというところがございます。

で、実際の進捗といたしまして、15件のほうは契約予定となっておりますけれども、23戸に関しましてはですね、これから動くというところがございますけれども、実際ですね28戸に関しては、今現在、移転先の用地などですね動いていただいているという情報がございますので、そういったところでですね23戸につきましてもスピード感を持って契約のほうを進めていければと考えております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 約半数まだ残ってますけれども、そこら辺の推移として、どこら辺まで進みますかね。なかなか土地の問題があって、なかなか見つからない部分があると思えますけれども、なかなか行くあてがないという方もいると思えますけれども、その点のお話なんかはいかがですかね。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 再度のご質問にお答えいたします。

まず、調査のほうがですね、進んでございますのが、5年分、6年分、合わせまして43戸、このほうが調査のほうで済んでおります。今年度ですね、令和7年度につきましても17戸分の調査、まだ調査のほうはしている段階で、金額提示というところまではいってないんですけども、実際進んでございます。合計60戸に関しては調査のほうが進んでおると。残り、来年度令和8年度分なんですけれども、残りの12戸ですね、のほうの調査のほうを予定しているというところがございます。

で、移転先はなかなか見つからないというところがございますけれども、実際ですね、従来、不動産屋さんとかそういったところですね見つけていただくのに加えてですね、令和7年9月からですね、町が調査した空き地の情報提供のほうを開始いたしまして、そちらを移転先として案内のほうを実施してございます。で、空き地情報といたしましては、区画整理地内というところで、今、現状としてですね23区画のほうを情報提供というところで行っているんですけども、そのうちの4区画について実際にですねその地権者の方と、その持っている方ですね、移転先の部分の方と交渉のほうを開始しているというところがございます。

またですね、令和7年から始まりましたら町の協定方式、中古物件とかそういったところも対象になりますというところで、今現在ですね、中古物件に関しては5戸の方に関してそういった移転を希望しているというような状況となっております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 残り12件で、それで大体決まるということなんで、ただ、24区画ぐらい今現状として把握していると。その他に空き家が4件分ということで、早く決まるとよろしいと思うんですが、この間もね、北海道のほうでちょっと地震ありましたから、早急な対策が必要かなと思ってますし、いつ来てもおかしくないということなので、粛々と今度やっていただいて、納得いくような移転先を選んでいただいて早急な対策をとっていただきたいなと思いますし、宜しくお願いします。終わります。

○飯田議長 4番 小野瀬とき子議員。

○4番 小野瀬とき子議員 すいません、商品券のほうに戻ってしまいうんですけれども、先ほど全町民に向けて配送ってということなんですけど、やはり金券となりますし、高齢者の方、なかなか独居で一人でいらしたり、ホームとかそういったところに入っている方もいらっしゃると思うんですけれども、そういった方に対するそういった取り扱いというか配送に関してはどのように考えているんでしょうか。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ただいまの小野瀬議員の質問にお答えしたいと思います。

まず配送の方法につきましては、やはり議員ご指摘のとおり金券でございますので、いわゆる普通郵便の発送の仕方は行いません。配達のですね記録、また、追跡ができる手法を用いまして発送のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

発送の方法といたしましては、世帯主の方にですね、なかに世帯員数の商品券のほうを同封させていただいて発送をさせていただく予定となっております。また、ご指摘のような届かないといった、私どものほうに戻りが来るといったところもある一定多数はあるのではないかとといったところも想定ができますので、まずお戻りになりましたらですね、私どものほうも実際に大洗町、非常に狭い町でございますので、事実確認等々もできる限り行いながらですね、なるべくですね実態に合ったですね配達に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。そうですね、せっかくこういったものが全町民に渡るということも、やはり知っていただかなければいけないと思うので、やはりそういったところも町民の皆さんにも周知、情報の提供をしていただいて、こういうものが町から送られますよということをわかっていただいて、その発送時には確実に手元に届くということにさせていただきたいと思います。以上です。宜しくお願いします。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第79号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、原案のとおり決しました。

◎議案第80号ないし議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第80号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第81号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第82号 令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第83号 令和7年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第80号から議案第83号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。

一般会計と同じく特別会計におきましても給料、職員手当等の人件費につきましては、人事院勧告による給与条例改正等に伴う調整でありますので、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

初めに議案第80号をご覧ください。

令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億1,317万4,000円とするものであります。

3ページ、下の段をご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費一般管理費につきましては、一般会計と同じく人事院勧告を踏まえた人件費の補正として105万9,000円を追加計上するものでございます。

上の段の歳入をご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしまして、繰入金105万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ105万9,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、議案第81号をご覧ください。

令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億8,258万5,000円とするものであります。

4ページ、下の段をご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費の一般管理費につきましては、一般会計と同じく人事院勧告を踏まえた人件費の補正として140万6,000円を追加計上するものでございます。

上段の歳入をご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしまして、繰入金140万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ140万6,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、議案第82号をご覧ください。

令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、業務の予定量のうち、配水設備改良工事の予定額を6億2,500万円追加し、補正後の予定額を6億4,500万円とし、収益的収入および支出について、水道事業収益の予定額を32万2,000円追加し、補正後の予定額を6億9,770万4,000円に、水道事業費用の予定額を127万4,000円追加し、補正後の予定額を6億7,628万2,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出について、資本的収入の予定額を6億5,606万6,000円追加し、補正後の予定額を7億6,698万4,000円とし、資本的支出の予定額を6億7,580万5,000円追加し、補正後の予定額を8億7,254万7,000円とするものであります。

また、既定の地方債に2億2,580万円追加し、3億930万円とし、利率について3.5%以内を5.0%以内に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

収益的支出及び資本的支出の人件費につきましては、一般会計と同じく、人事院勧告を踏まえた調整でございます。

初めに、収益的収入についてご説明申し上げます。

先の議案、一般会計の補正予算でご説明申し上げました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金について、令和8年1月から5月まで減免するうち、令和7年度予算で対応する1月から3月までの請求分の事業費といたしまして、営業収益で水道使用料3,960万円を減額する一方、営業外収益で、その減額分に加え、支出の営業費用にありませぬ減免の周知に係る消耗品および委託料32万2,000円を合わせまして、3,992万2,000円を一般会計からの補助金として受け入れるものでございます。なお、4月・5月分の事業費につきましては、公営企業の制度上、令和8年度当初予算に計上する予定でございます。

4ページをご覧ください。

下の段の資本的支出につきましては、先の議案にもございましたが、配水本管改良工事等におきまして、国の補正予算により事業費が認められたことから、委託料5,000万円、工事請負費6億2,500万円を追加計上するものでございます。

上の段の収入をご覧ください。

支出を賄う財源といたしまして、企業債2億2,580万円、国庫補助金2億446万6,000円、他会計補助金2億2,580万円を追加計上するものでございます。

続きまして、議案第83号をご覧ください。

令和7年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、業務の予定量のうち、管渠整備事業の予定額を42万1,000円追加し、補正後の予定額を3億7,604万3,000円とし、また、資本的

支出の予定額につきましても、42万1,000円追加し、補正後の予定額を5億6,489万3,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。

資本的支出につきまは、一般会計と同じく、人事院勧告を踏まえた人件費の補正として42万1,000円を追加計上するものでございます。

以上、議案第80号から議案第83号まで一括して提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第80号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第80号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第81号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第81号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第82号 令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 先ほどですね補正で、全協でもお話いただきまして、老朽管のですね布設替えが、だいぶ予定よりも進んでいるということで、大変喜ばしいことかなと思っております。

それでですね、ちょっとこれは直接じゃなくて関連なるかもしれないけれども、当初の今年度の予算にもですね、道路の舗装ですね、部分なんですけども、実際に今、埋め戻ししてまして、だいぶあの道路がですね歪んでいるというか、埋め戻した部分はもうでこぼこでありまして、その部分の舗装というのが多分今年度の予算にも入ってたと思うんですが、今現在でですね実施されてないということなんです、ここの部分について推移というか、今後どういうふうに進んでいくのか

ちょっとお聞きしたいなと思います。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

特に舗装がひどいところというのは、役場のすぐ脇の通りかなと思うんですけども、その舗装についてはですね、令和8年2月内にですね、都市建設課さんと調整しながらちょっと舗装のほう、全面復旧ということで考えております。その他の箇所につきましてはですね、県道につきましては令和8年の今回の補正の予算のなかにも入ってございますけども、そのなかに舗装の分を計上しておりますので、県道についてはその予算で対応していきたいと考えております。以上でございます。

○飯田議長 9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 わかりました。ある意味、確認の質問になってしまいましたけども、当初も予算がね、ついてたなと思って、まだ進められてないので、その確認になりました。すいません、ありがとうございます。

○飯田議長 2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 水道事業についてお伺いをいたします。

このところ、火災が2回発生した後ですね、だいぶ濁り水が発生しているようでして、大洗町の水道事業、本当に大丈夫なのかっていうような町民の皆さんから叱りを受けております。私は消防の専門家じゃないからわかりませんが、この火災発生時に大量の水を放水した場合に、何故その後ですね、濁り水が発生するのか。濁り水といっても、結構なるその茶色いですね濁り水が発生しているような現状があってですね、そのたびに大塚課長以下水道課の皆さんに対応いたしますけども、この放水した後に、このような濁り水がどうして出るのかなど。配水管の布設替えもだいぶスピーディーに進んでいるんですけども、本当にこの水道管を替えたからといって濁り水が解消しているのかどうかというところに、私は非常に疑問に感じるところがありまして、その点をお伺いいたします。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

水道のまず濁り水の発生の原因なんですけども、まずは老朽化した管内に、水道の中にですね鉄分が含まれておりまして、その鉄分が中の塩素と反応しまして、さびの原因となってですね管内に付着しているという状況でございます。それがですね、消防活動によって一気に水を出すとですね、管内の流速が急激に変わる現象が発生します。その流速が急に変わることによって、その表面に付着していたそのさびの原因といいますか、その赤水の原因みたいな茶色い物質があるんですけども、その物質が剥がれ落ちて表面に出てくるといったことが大きな赤水の原因となっております。ですから、できるだけですね、早急に管を更新してですね、その付着している管をですね早く交換することによって赤水の大きな減少になると考えております。以上でございます。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 説明でよくわかりますけども、町の水道の水源が井戸ということで、足りな

い水を県の水で賄っているということなんですけども、その井戸の水と県の水を調整することがあると思うんですよね。例えば井戸の水が足りなくなれば県の水を増やしていくような形になるかと思うんですけども、そういうその作業っていうのは、どういった時に、その水が、その井戸水の水源が例えば雨が無かったりすれば当然井戸ですから喝水していくんだらうと思うんです。で、その時に県水に替えるというのは、どういうその判断で県水の水量をですね増やしていくのかということころをちょっとお伺いいたします。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

まず、井戸の水はですね、やはり自然のものなので、どうしても季節ごとだったりとか気温によって影響はございます。夏海浄水場に今、井戸の水は、大半の水は入っているような状況なんですけども、その配水池の水位ですね、流量を見ながらですね、もし不足するようであれば、その時点で県のほうにですね増量依頼ということで県水を増やすというような工程になっております。その流量バランスをですね流量計、合流地点がございまして、その合流地点の圧力を見ながら調整しているという配水方式に今はなっております。以上でございます。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 そうしますと、その配水管の布設替えて、先ほどの説明だと、今後はですね、それが進んでいけば火災などで放水した場合、大量の水を放水した場合の後に、その濁り水が無くなるというようなことで大丈夫なんでしょうか、最後にその一点だけお聞かせください。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 再度のご質問にお答えいたします。

基本的には、全部入れ替えればですね、当然新しい管なので、そういった付着物が付いておりませんので大丈夫になってくるかとは思いますが、何せまだ距離がですねかなり、全部で140kmのうちまだ10km程度しか更新しておりませんので、それが全部ある程度更新が終われば、そういった状況になってくるかと考えております。以上です。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第82号 令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第83号 令和7年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第83号 令和7年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○飯田議長 今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

議員並びに執行部のご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和7年第3回大洗町議会臨時会を閉会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員